利用者から受けることができる費用 (「その他の日常生活費」等) の取扱いについて

資料1-3

利用者から受けることができる費用とは

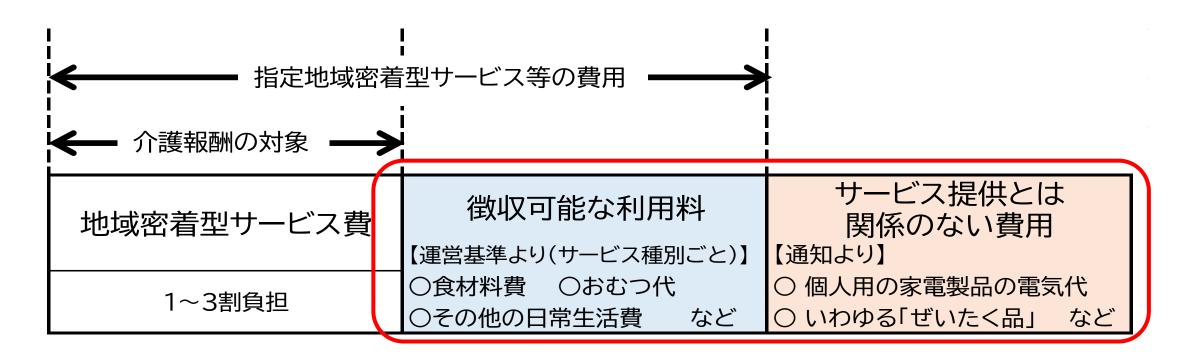
利用者から受けることができる費用は条例(基準)により定められ、 サービス種別により異なり、厚生労働省の通知によりその解釈が 示されています。

厚生労働省通知

- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成12年3月30日老企第54号)
- 介護保険施設等における日常生活費等の受領について (平成12年11月16日老振第75号・老健第122号)

資料について

厚生労働省通知等を整理した資料「利用者から受けることができる費用 (「その他の日常生活費」等)の取扱いについて」を作成・通知しました。



★ 利用料等の取扱いについて適切にご対応いただきますよう お願いいたします。